

警報発令時の対応について

暴風警報 及び 暴雪警報 が発令された場合の保育については、下記の通り対応をさせていただきます。また、注意報の場合は平常通りの保育となります。

< 台風のと き > ⇒ 暴風警報が発令された場合



(1) 登園前に暴風警報が発令されているとき

◆午前6時までに暴風警報が解除されたとき

⇒平常通りの保育になります。

給食を中止する場合があります、その場合は弁当持参となります。

◆暴風警報が解除されたとき

⇒解除後2時間が経過してから保育を始めます。(保育士確保の必要があるため)

給食はありませんので、弁当を持参して下さい。

(2) 登園後に暴風警報が発令されたとき

⇒保育を中止しますので、すみやかに迎えに来て下さい。

(3) 大雨・洪水警報が発令され、地域的に危険があると予測される場合は、登園を見合わせてください。

< 名古屋市に避難準備・特別警報が発令された時 >

(1) 登園前に避難準備・特別警報が発令されているとき

⇒保育を中止します。避難準備・特別警報解除後も保育園から連絡があるまで登園しないで下さい。

(2) 登園後に避難準備・特別警報が発令されたとき

⇒保育は中止し、保育園の判断状況により「保育園待機」または「保護者へのお引き渡し」のいずれかを行います。なお「保育園待機中」に特別警報が解除されても、安全が確認されるまでは保育園にて待機します。

※避難準備・特別警報については、下の気象庁ホームページをご覧ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

< 地震のと き >

「東海地震注意報」は発令が停止した為、現在対応していません。国の方針により発令が再開した場合は以下の通りとします。

(1) 登園前に「東海地震注意情報」が発表された場合(警戒宣言含む)

⇒保育を中止します。

(2) 登園後に「東海地震注意報」が発表された場合(警戒宣言された場合)

⇒保育は中止します。できる限り早いお迎えをお願い致します。

※東海地震注意報とは・・・

「東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合」に気象庁から発表されます。

※警戒宣言とは・・・

「2～3日(又は数時間)以内にマグニチュード8程度の大地震が発生し、震度6弱以上の揺れが発生するおそれがある場合」に地震による被害を軽減させる目的で内閣総理大臣が閣議にかけて発令するものです。